

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を
「同法附則第73条第1項」に改める。

第8条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」
を「同法」に改める。

第13条第2項中「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保
育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第
73条第1項」に改める。

第15条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業
所及び特定地域型保育」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第8条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・
保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第
1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第
2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各

号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 5 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（<u>同法第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (虐待等の禁止) 第 8 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 5 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (虐待等の禁止) 第 8 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)

現 行	改 正 案
第13条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> （準用） 第15条 第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。	第13条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> （準用） 第15条 第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第8条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u>